



久喜・幸手地区 保護司会

▲久喜・幸手地区保護司会では、20年以上にわたって勉強会「ひまわりゼミ」を開催。月に1回、有志が集まって自らの担当事例を共有し、意見交換を行っている。参加者の須釜さんは「さまざまな対象者がいる中でどのように導いていくのがよいか、皆さんの意見を聞いて役立てたい」と話す。

▲（インタビュー）左から、
菖蒲支部長 **森田克美さん**
会長 **中山幸男さん**
副会長 兼 久喜支部長 **立川里子さん**

「最初に会ったときは色白で、ひよろひよろしてた子が、日焼けしてたくましくなっていたね。土建業をやっていたそうですが、一生懸命頑張っているんだと感じましたよ」。目を細めてそう話すのは、会長の中山さんです。つい指導的になってしまいうんだよね、と苦笑いを浮かべつつも「面接では、まず約束を守ることを伝えます。社会ではそこから信用が始まるから」と、真剣に対象者と向き合っています。

そんな中山さんから声をかけられて保護司になったのは、菖蒲支部長の森田さん。「自己満足かもしれないが、担当する子を見守り、相手もついてきてくれたという実感はやはり嬉しい。少しでも関心のある方はぜひ参加してほしい」と呼びかけます。

しかし、月2回、1回1時間程度の面接ではなかなか本音を引き出せないのが実状です。そもそも面接にこない、連絡が取れない、紹介された仕事が続かない、紹介された仕事が続き

ない…ということも多いといいます。今年で保護司8年目となる副会長の立川さんも、「なかなか成果は見えづらい」としつつ、それでも「地域貢献、ボランティアは生きがい」と明るく話します。「本人たちは口には出しませんが、何か背景があるのだと思う。短い面接ですが、良いところは必ず褒めるようにし、話を引き出すようにしています。本人が反省して『立ち直りたい』と思う気持ちがあるなら、それを支援してあげたい」

地域で暮らす私たちにもできる小さな支援を、中山さんに伺いました。「保護司は、再犯をいかに防ぐかという大事な仕事。その仕事を理解してもらうことはとても大きい。それと、立ち直ろうとしている者に偏見を持たないこと。もちろん本人も頑張りたくないといけないが、温かく見守ってあげてほしい」。穏やかな眼差しで優しく訴えかけました。

保護司を広く公募しています。保護司や協力雇用主の活動に関心がある方は、法務省さいたま保護観察所（☎048-861-8287）へお問い合わせください。

全国保護司連盟
ホームページ



協力雇用主
Aさん

◆人の役に立つ喜びを、
お金や仕事がないことは再犯の原因になりやすいんです。だから私は、働き口を提供することで更生の機会を与えたい。でも更生するのは本人自身の問題であって、私の役割は本人にその気を起こさせること。人の役に立つ喜びを知ってもらって、率先して行動できる人になってもらいたいですね。そのお手伝いならいくらでもしますよ。

協力雇用主として
市内で事業を営む保護司のAさんは、「協力雇用主」としても就労支援を行っています。協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立・社会復帰を支援するため、雇用に協力する民間の事業主です。

「立ち直りたい」という気持ちを支援してあげたい」



保護司



▲写真で見る保護司の活動

- ① 刑務所などの矯正施設や裁判所の視察を通して、更生支援活動に生かす
- ② 学校との意見交換会を定期的に設け、活動の説明と生徒たちの様子の聞き取りを実施
- ③ 「社会を明るくする運動」として、各地の祭り・イベントや駅前で啓発活動を行う

面接を通じて 立ち直りを支える

保護司は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国で約4万7千人、久喜市内では40人の方が活動しています（令和7年8月現在）。その主な職務は、

- 保護観察を受けている方との面接による指導・助言
- 刑務所などから出所する方の生活環境（住居・仕事）の調整
- 犯罪予防活動（社会を明るくする運動）

などがあります。

中でも重要な役割は、対象者への支援とともに、犯罪予防活動を行うことです。対象者が社会からの孤立を感じることで再び犯罪に手を染めることがないよう、保護観察官と連携しながら定期的な面

対象者との面接の流れ

- ・保護観察所から対象者との面接の依頼
- ・対象者との面接（月2回など）
場所は自宅や公共施設など
- ・毎月報告書を作成し保護観察所へ報告

Q&A 保護司に関するよくある質問

Q.年齢の制限はありますか。

新たに保護司を委嘱する場合、上限・下限ともに年齢制限はありません。ただし、上限については、各保護区における保護司の年齢層のバランスに留意することとされています。

Q.難しそうですが、専門的な知識や経験がなくても務まるでしょうか。

保護司委嘱後、活動に必要な知識や技能等を研修で身に付けます。また、保護観察官や先輩保護司等からの助言や指導も行われます。

用語解説 保護観察官

心理学や教育学などの専門的知識に基づいて指導や支援を行う国家公務員。保護司と協力しながら立ち直りを支える。保護観察官が配置される保護観察所は全国に50カ所あり、県内ではさいたま市に1カ所ある。

接で相談に応じます。

保護司になるには特別な知識や資格は必要なく、「社会的信望・時間的余裕・生活の安定・健康」などが条件となっています。現在保護司として活動している方は、会社員や公務員を退職された方、自営業、主婦など、その職業はさまざまです。

※全国保護司連盟ホームページを参考に作成